大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第5項の規定により、大規模 小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があ りましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告し ます。

令和2年9月10日

京都市長 門 川 大 作

- 1 届出者の氏名及び住所 株式会社京タンス店 代表取締役 猪坂 政夫 京都市西京区桂畑ヶ田町61
- 2 届出の概要
- (1)大規模小売店舗の名称及び所在地 株式会社京タンス店 京都市西京区桂畑ヶ田町179
- (2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計6,501.69㎡
- (3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0 m²
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積(1,000m²)以下となった 日

令和2年8月1日

- (5)変更する理由 小売事業の撤退に伴う閉店
- 3 届出年月日令和2年8月29日

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)